

午前10時50分 開会

【町田（零）委員長】 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

委員の出席状況について御報告いたします。全員出席でございます。

これより本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議はお手元に配付してあります日程表により進行してまいります。

日程に入ります前に委員長から申し上げます。市側説明者におかれては、挙手の際、委員長に見えるように手を高く挙げていただき、御発言の際にはマイクに近づいて御発声くださいますようお願いいたします。

また、音声反訳による全文筆記となっているので、発言者が音声から明確に分かるよう、御発言は委員長の指名後に行い、マイクに近づいて御発声くださいますようお願いいたします。

さらに、全文筆記のため、改めて会議規則第115条を遵守し、発言は簡明なものとし、特に質疑が議題外にわたることのないようお願いいたします。

【町田（零）委員長】 日程第1、議案第1号、令和7年度大和市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

直ちに厚生常任委員会所管関係の質疑に入ります。

まず、歳出について、補正予算書12、13ページをお開きください。3款民生費2目扶助費の（1）生活保護事業が審査対象です。質疑ございますか。

【町田（浩）委員】 先ほどの本会議のほうでも対象者が6200世帯という質問があったと思いますが、内訳について詳細をお願いいたします。

【生活援護課長】 6200世帯の内訳につきましては、受給中の世帯がおおよそ3100世帯、生活保護が既に廃止になっている世帯がおおよそ3100世帯、合計で6200世帯でございます。

【町田（浩）委員】 給付につきまして、今現在も受給されている方は振込等をしやすいかなと思うのですが、過去を遡る上でどういう手順というか、順序で行われるのか、教えてください。

【生活援護課長】 委員おっしゃられたとおり、受給中の方につきましては、直接職権でプッシュ型で振込をさせていただきますが、過去に受給歴のある方につきましては、国のほうから、お申出に基づいて、審査の上、給付するよという手順が示されているところでございます。

【町田（浩）委員】 次に、国の指針では、1件当たりの金額はどれぐらいになるのでしょうか。

【生活援護課長】 世帯の状況によって本当にまちまちではあるのですが、今時点で国のほうから所要額の見込みで計算の基準が示されている中では、本市の場合は1世帯当たり7万6000円を基準として示されているところでございます。

【町田（浩）委員】 次に、追加給付費につきまして国庫負担費用が負担率4分の3とのことですが、市の負担につきましては、金額はどの程度の見込みでしょうか。

【生活援護課長】 現時点でおおよそ1億2000万円が4分の1として捉えているところでございます。

【町田（浩）委員】 こちらの財源は一般会計からでしょうか。

【生活援護課長】 さようでございます。

【堀口委員】 今回の給付についてなのですけれども、平成25年の生活保護基準引下げが違法とされた最高裁判決を受けたものなので、生活保護基準の引下げによって本来市民が受け取るべき生活費が奪われてきたことへの是正ということなのですけれども、国の制度として行ってきたとはいえ、やはり生活保護の実施主体は自治体となっています。

そこで、確認させていただきたいのですけれども、本市としてこの裁判をどのように受け止めているのか。生活保護行政に携わってきた自治体としての責任について認識を伺いたいと思います。ま

た、私は、今回の件は、謝罪と併せて説明する責任というのがあるかなと思うのですけれども、その謝罪、説明を対象者にどのように行うのか、併せてお伺いをいたします。

**【生活援護課長】** 今回の最高裁判決が示していますとおり、厚生労働大臣の判断の過程及び手続に関しまして、過誤、欠落があって、その責任を問われていると捉えているところでございます。御承知のとおり、生活保護は国の定める基準に基づいて実施されます法定受託事務でございますから、各自治体による謝罪等は想定されていないところでございます。国としまして、深く反省し、おわびを申し上げるという説明をしているところで、各自治体に対してその旨説明するように国から示されているところでございます。本市としましては、追加給付の事務を少しでも早く進めることが寄り添った対応につながると考えておりますので、可能な限り早期支給に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**【堀口委員】** 国のほうから、深く反省し、おわびをする旨の説明があるということなのですけれども、それが伝わらないと誠意ある対応にはならないのかなと思いますので、そこも含めて、お知らせする際には国のほうからの声明も一文加えていただくとか、ちょっと工夫をしていただきたいなと思います。

今回の補正は、給付そのものに先行して、コールセンターの業務委託として約1億842万円が計上されているのですけれども、この金額の算定根拠が分かりづらいので、想定している問合せ件数ですとか委託の期間、対応の体制について具体的に説明をお願いいたします。

**【生活援護課長】** コールセンター業務委託につきましては、対象世帯数は、先ほど出ましたが、おおよそ6200世帯を見込んでおるところでございます。問合せについては非常に多くの方からあると想定しておりますので、電話回線は最大で8回線の体制を検討しているところでございます。コールセンターの設置期間としましては、令和8年3月から令和9年3月末までで考えております。金額につきまして、現段階で国が示しています資料を参考に、仕様ですとか運用、あるいは様々な想定を踏まえて業者と打合せを重ねております。あわせて、類似の給付金の支給がこれまでございましたので、そういったものの業務委託の内容ですとか金額も踏まえて、さらには、昨今の人件費あるいは物価高騰も加味しまして適切に積算しているところでございます。

**【堀口委員】** 先ほど本会議でも質疑がありましたけれども、どの内容を委託していくのか、どの部分を市の職員で対応していくのかということからは、これからさらに検討されると思うのですけれども、生活保護を受給していたかどうかということも含めて、やはり個人情報がとても多く含まれる内容、部分でもありますし、私はほかの定額給付金なんかとはちょっと性質がまた違うのかなと思います。職員が関わらなければならない場面というのは多くなってくるのではないかなと思いますので、

その体制についても御検討いただきたいと思います。

コールセンターを設置するという事は電話相談が前提となっていると思います。受給者の中には、高齢者の方、障害者の方、施設に入られている方、様々で、やり取りが難しい、コールセンターに直接問い合わせることが難しいという方もいらっしゃると思います。そういう方たちは申請に基づいてしか権利回復ができないのですけれども、こういったそのほかの場合のケースというか、窓口、ケースワーカーによる直接支援というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

【生活援護課長】 コールセンターには窓口も設置して、電話以外のアクセスも可能な方法を検討しているところでございます。あわせて、必要に応じてケースワーカーが支援を行うというのも考えているところでございます。

【堀口委員】 対応していただけるというところが確認できたので安心いたしました。先ほども申し上げたのですけれども、申請されなかったら給付されないということがないようにしなければならないと思っています。可能性のある、過去に受給されていた方に対して問い合わせてくださいと言っても、なかなか難しいのかなと思うのですけれども、個別に働きかけをしたりですとか、どのように周知して掘り起こしを行っていくのか、御説明いただければと思います。

【生活援護課長】 生活保護が現在廃止になっている世帯につきましては、現在の生活環境等が全く不明な状況でございます。例えば今は当時とは違う別の家庭を持たれていて、生活保護を受けていたという受給歴とかを知られたくないという場合も容易に想像できるところでございます。非常にセンシティブな内容になっていますので、国もそのあたりを示しているところでございます。国では、ホームページですとか各種広報の媒体を使って周知を行うとしております。対象となる世帯が全国となっておりますので、周知については、国が責任を持って一律、かつ大規模に行うものと捉えてはおりますけれども、本市におきましても、市のホームページですとか広報やまを活用して周知に努めていくことは当然ではございますけれども、ほかの自治体の取組等にも気を配りながら、より効果的な活用があれば、ぜひ本市においても取組を進めてまいりたいと考えております。

【堀口委員】 こういったことは、知らされなければ、申請とか問い合わせることもできませんので、国も国としてきちんと責任を持ってやっていただきたいのですけれども、やはり自治体としても、併せて効果的な方法をぜひ検討していただいて、なるべくつながるような工夫をぜひしていただきたいと思います。

【布瀬委員】 今の質問に追加して、委託、コールセンターについてなのですけれども、回線が8回線ということで8人なのか。プラス窓口を設置ということなののですけれども、人数的には何人体制を想定しているのか、教えてください。

【生活援護課長】 繁忙の時期によって体制は変わりますけれども、最大で、コールセンターにおきましては16名前後、実際の支給に係る事務につきましては22名前後を今のところ検討しているところでございます。

【布瀬委員】 では、問合せから支給まで、全てをコールセンターが担うという理解でよろしいのでしょうか。

【生活援護課長】 その事務の大部分をコールセンターと支給を担当する委託の事務部門で担うことを想定しております。

【布瀬委員】 システム改修等と説明のところには書いてあるのですが、そのシステム改修とかの費用というのはコールセンターの委託のところに入っていないのではないのか。詳細を教えてください。

【生活援護課長】 システム改修に関する経費につきましても、財源としましては国庫補助10分の10で対象になりまして、こちらにつきましては第1回定例会の補正予算に上げさせていただければなど今考えております。もとい、それにつきましては、基幹システムの費用、余剰分で賄えると聞いておりますので、そこにつきましては特別な予算措置ではなくて対応可能と聞いております。

【布瀬委員】 一番最初は補正予算、議案としてとおっしゃったような気がしたけれども、必要がないというふうにもまたおっしゃっていたので、もう一回だけきちっと説明していただけますでしょうか。

【生活援護課長】 申し訳ありませんでした。基幹システムの改修につきましては、基幹側の予算の中で対応が可能ですので、特に補正の必要等はありませんでした。申し訳ございません。

【布瀬委員】 広報のほうでは国が責任を持ってある程度全国的にやるとおっしゃっていて、その中で市としてもできることはということで、広報やまとか、ホームページとかというふうにおっしゃってはいたのですが、他市に行かれた方、いろいろな方がおられると思うのですが、問合せが全てコールセンターに来る中で、例えばそれから申請につながるというときも、こういったものが必要だとか、そういったものも含めて、全て国が責任を持って、問合せに対して必要なものとかいうのも全て国が広報していくという理解でよろしいのでしょうか。

【生活援護課長】 基本的には国のほうでまとめて案内するものとは考えておりますけれども、国のほうでも3月からコールセンター、相談センターというものを立ち上げます。そこで一定の説明はなされるものと考えておりますけれども、国のほうでは受給状況等の詳細な情報は一切持っておりませんので、その先については市のほうで責任を持ってお答えしていくことが必要であると考えております。

【あんしん福祉部長】 補足ですが、今回コールセンターを先行してやる補正を今日かけていただくというのは、ほかの自治体に先駆けて、遅れることなくやっていきたい。そういうことで、コールセンターだけでもまず先にとということで予算をお願いしている次第でございます。

【町田（零）委員長】 以上で歳出の質疑を終了します。

次に、歳入について、補正予算書10、11ページをお開きください。16款国庫支出金2目民生費国庫補助金が審査対象です。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【町田（零）委員長】 以上で歳入の質疑を終了します。

次に、補正予算書7ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正の3款民生費が審査対象です。質疑ございますか。

【布瀬委員】 確認なのですが、総額のうち1671万9000円が引かれている感じなのですが、これはコールセンターの3月、1か月分の費用というふうに理解してよろしいのでしょうか。

【生活援護課長】 さようでございます。

【町田（零）委員長】 ほかに質疑、意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【町田（零）委員長】 以上で厚生常任委員会所管関係についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【町田（零）委員長】 次に賛成討論。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【町田（零）委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

【町田（零）委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【町田（零）委員長】 それでは、そのようにさせていただきます。

これにて委員会を閉会いたします。本日は御苦労さまでした。

午前11時10分 閉会